平成２９年（フ）第８７２号
名古屋市中区栄５丁目８番33号　第２オーシャンビル506号、従前の住所福岡市中央区天神４丁目７番６－403号
債務者　浦東　徳彦
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０７８号
名古屋市南区扇田町23番地の１　プレジオ本笠寺203号
債務者　野口奈緒子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６号
三重県伊賀市三田890番地の９　チェリーブロッサム205
債務者　西村　敏治（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第６５号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池933番地１　アルモニーメゾン102号
債務者　片岡ジョゼこと　ＫＡＴＡＯＫＡ　ＪＯＳＥ
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６６号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池933番地１　アルモニーメゾン102号
債務者　片岡シズカこと　ＳＩＺＵＫＡ　ＮＩＳＨＩＫＡＷＡ　ＫＡＴＡＯＫＡ
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２９４号
兵庫県加古郡稲美町加古2598番地の５
債務者　吉田　　厚
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３０９号
兵庫県加古川市尾上町養田1544番地の２、従前の住所兵庫県加古川市尾上町池田1837番地の２　オセアノ・イリーデⅠ－103号
債務者　八木　　恵（旧姓平木）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３１８号
兵庫県姫路市東延末３丁目３番地１　グランドヴュー島本1401号室
債務者　中塚　京子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０９号
奈良市高畑町80番地の２　レオパレスリバーヒル205号
債務者　北森　隆浩
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４６９号
広島市西区大宮１丁目３番２－702号
債務者　溝口　裕子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３４号
広島市中区光南５丁目１番61－1108号
債務者　荒茅　春美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５９号
広島市西区観音町13番25－903号
債務者　大谷　悦子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７３号
広島県安芸郡熊野町川角２丁目２番６－202号
債務者　橘　　俊憲
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
熊本県八代市古城町1910番地（11）
債務者　山本　　剛
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第７４号
鹿児島県伊佐市大口鳥巣1194番地
債務者　福徳多加志
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
鹿児島県霧島市国分郡田930番地42
債務者　門松　秀樹
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係